

近江八幡市水道事業所だより

◆ 転入転出時における届出について ◆

3月から4月にかけては、進学や就職、転勤などによる引っ越しのシーズンです。他の市町村から近江八幡市に転入される方や、近江八幡市から他の市町村へ転出される方、市内で転居される方が毎年沢山おられます。



引っ越し手続きの際に、ガスや電気の切換えの手続きと同様に、忘れずに行っていただきたいのが、水道の利用を停止・開始する手続きです。

ポイント1) 手続きは余裕をもって済ませる。

引っ越しされる場合には、非常に忙しい中、手続きをする必要があります。事前に済ませておくことで、スムーズに引っ越し作業ができます。事前にお届けいただいても、停止予定日をお聞きし、引っ越しまでは水をご利用いただけますので、ご安心ください。

ポイント2) 旧住所での水道の停止、新住所での開始の2つの手続きが必要。

新住所での開始手続きを行うだけでは、旧住所での水道は停止されませんので、旧住所と新住所の2か所で手続きを行ってください。

● 漏水による減免 ●

* ご家庭の水道配管が破損した場合、条件はありますが、申請していただければ、使用した水量を減量できる制度があります。

漏水があった場合は、市の指定工事店で修理してもらい、漏水箇所の修理前と修理後の写真を添付して、減量申請書を提出してください。一方で、漏水しても配管が見えている場合やトイレ等の器具の故障による場合などは対象になりません。

詳しくは、漏水時に水道事業所へお問合せください。



● これからの水道経営 ●

* 水道管の老朽化も進行しているため、今後は、管路の更新や耐震化などの事業を進めていく必要があります。他方で、人口減少により、水道の使用量が減少するため、料金収入も減少していくことが想定されています。

そのため、今後ますます事業経営は厳しくなることが予想されますが、水道事業所では、一層効率的で安定した経営と業務遂行に努めて参ります。

これまで同様、皆さまのご理解ご協力をお願い致します。